

公告第49号

「ヘリウムガス購入単価契約」

入札説明書

福島県警察本部警務部会計課

目 次

- 1 契約者の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
- 2 競争入札に付する事項
- 3 競争方法
- 4 一般競争入札に参加する者に必要な資格
- 5 参加資格の事前確認
- 6 入札書の提出方法等
- 7 開札の日時、場所及び方法
- 8 契約書作成の要否
- 9 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 10 入札保証金及び契約保証金
- 11 入札に関する留意点
- 12 入札の無効
- 13 落札者の決定方法
- 14 暴力団排除に関する誓約
- 15 書類の提出、問い合わせ先

- 別添 1 入札書（例）
- 別添 2 郵便入札におけるくじ
- 別添 3 質問・回答書
- 別添 4 暴力団排除に関する誓約事項
- 別添 5 契約書（案）

入 札 説 明 書

「ヘリウムガス購入単価契約」に係る競争入札の契約内容等その他詳細については、本説明書のとおりとしますので、入札希望者は確認のうえ入札願います。

1 契約者の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約者 支出負担行為担当官
福島県警察会計担当官 児嶋 洋平
- (2) 所在する部局 福島県警察本部
- (3) 所在地 郵便番号960-8686
福島県福島市杉妻町5番75号

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名
ヘリウムガス購入単価契約
- (2) 品目及び予定数量
品目 ヘリウムガス (7 m³/本)
予定数量 21本
- (3) 納入場所
別添5「契約書(案)」のとおり
- (4) 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 競争方法

一般競争入札による。

4 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、心身の故障により契約締結の同意が出来ない者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格(以下「全省庁統一資格」という。)
「物品の販売(医療品・医療用品類)」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 参加資格の事前確認

- (1) 4の(3)の事項が確認できる書類の写しを提出すること。
- (2) (1)の提出書類は、令和5年3月22日(水)午後5時までに、15に示す場所へ持参、郵送又はFAX(持参の場合は、土・日曜日及び祝日を除く。)により提出すること。

6 入札書の提出方法等

- (1) 期限及び場所

令和5年3月22日(水)午後5時まで

福島県福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部警務部会計課

- (2) 提出方法等

ア 入札書を(1)の指定日時及び場所へ郵便(一般書留又は簡易書留に限る。)により提出すること(普通郵便又はレターパック等で提出した場合、入札書は無効となるので留意すること。)

イ 入札書にあつては、日本産業規格A列4版サイズとし、次に掲げる事項を記載して提出すること。(別添1参照)

(ア) 宛名「支出負担行為担当官福島県警察会計担当官」

(イ) 入札金額

(ウ) 件名「ヘリウムガス購入単価契約」

(エ) 日時(開札日)

(オ) 3桁のくじ番号

ウ 封筒については、二重封筒とし、入札書を中封筒に密閉の上、当該中封筒及び外封筒に次の事項を記載すること。

(ア) 氏名(法人にあつては、商号又は名称)

(イ) 令和5年3月23日(木)開札

(ウ) 件名「ヘリウムガス購入単価契約」の入札書在中

エ 入札者は、契約内容に係る一切の費用を見積もること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、1箱当たりの契約希望単価(税抜き)を入札書に記載すること。この入札による契約は、落札者が提出した入札書に記載された単価を契約金額(単価)とする。

7 開札の日時、場所及び方法

(1) 日時及び場所

令和5年3月23日（木）午後3時15分

福島県福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部庁舎1階 入札室

(2) 方法等

開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。（入札参加者の立会いは不可）

なお、入札結果については、速やかに入札参加者に対し電話により通知するものとする。

開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときには、再度入札に付すことができるものとし、再度入札の方法については、別途通知する。

8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては契約書を作成するものとする（別添5「契約書（案）」を参照のこと。）。

9 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札保証金及び契約保証金

徴収免除

11 入札に関する留意点

- (1) 入札参加者は、入札公告及びこの説明書を熟読のうえ入札を行うこと。この場合、入札説明書等について疑義がある時は関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として疑義を申し立てることはできない。
- (2) 提出後の入札書は、いかなる理由があっても変更、差し替え、取消しはできない。

12 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 金額を訂正した入札書による入札
- (2) 誤字・脱字・汚損等により、意思表示が不明確な入札書による入札
- (3) 記名押印を欠く入札書による入札
- (4) 有効な「全省庁統一資格」の提出がないものが行った入札又は、参加資格を有しない者のした入札
- (5) 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる入札書及び疑いのある入札書による入札
- (6) 郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）以外の方法で提出された入札書による入札

(7) 公告で示した入札書の提出期日より後に到達した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、別添2「郵便入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。

14 暴力団排除に関する誓約

入札参加者等は別添4に示す「暴力団排除に関する誓約事項」を確認し、入札書の提出をもって誓約事項に誓約したものとする。

15 書類の提出、問い合わせ先

本件入札等に関する質問は、別添3「質問・回答書」により、令和5年3月9日(木)午後5時までに下記に提出すること。

郵便番号960-8686 福島市杉妻町5番75号 福島県警察本部警務部会計課契約係 電話番号 024-522-2151 内線2263 F A X 024-521-6260
--

別添1

入札書

令和5年3月23日

支出負担行為担当官
福島県警察会計担当官 様

住 所

商号又は名称

社印

代 表 者 名

代表者印

入札説明書の指示を遵守し、契約事項等を了承のうえ入札いたします。

件 名 ヘリウムガス購入単価契約

1箱当たりの単価

金額 (税抜)	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

くじの数

--	--	--

※1 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」をつけること。

※2 くじの数は、アラビア数字を用いて、任意の値（000～999。空欄をつくらないこと。
012のように0（ゼロ）を記載する。）を記入すること。

郵便入札におけるくじ

競争入札の開札の結果、最低価格の入札が複数あった場合は、下記の方法により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値(000～999)を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者登録番号の下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

- (1) 同額入札を行った者に、有資格者登録番号の小さい者から順にくじ番号(0、1、2 …)を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3者が同額入札の場合

- (1) 有資格者登録番号順に、くじ番号を付与する。

(株)A社(00001022)……………くじ番号0

(株)B社(00013155)……………くじ番号1

(株)C社(00029421)……………くじ番号2

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算出する。

(株)A社 くじの数 012

(株)B社 くじの数 345

(株)C社 くじの数 987

くじの数の合計 $012 + 345 + 987 = 1344$

余り $1344 \div 3 = 448 \cdots \text{余り} 0$

- (3) 落札者の決定

落札者は、余りの「0」と一致するくじ番号である「(株)A社」

別添3

質問・回答書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
福島県警察会計担当官 様

住 所
商号又は名称
代表者名

公告日及び番号	令和5年3月6日 公告第49号
件 名	へリウムガス購入単価契約
質 問 事 項	
回 答 事 項	

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年

法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

契 約 書(案)

支出負担行為担当官福島県警察会計担当官（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、次のとおり単価契約を締結する。

品 名	ヘリウムガス
予 定 数 量	21本
仕 様	7 m ³ （ボンベ1本）
契 約 単 価	_____ 円／本（税抜き）
納 入 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
納 入 場 所	福島県福島市荒井字下笹森50番地 福島県警察本部刑事部科学捜査研究所

（目的）

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品（以下単
に「物品」という。）を売り渡す。
- 2 契約単価は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等
により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、
契約単価を変更することができる。
- 3 当該契約の予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であって
も、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

（契約保証金）

- 第2条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項ただし書（予算決算及び会計
令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第100条の3第3号）の規定に
より免除する。

（納入）

- 第3条 乙は、甲が指定した納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなけ
ればならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施さ
れ、甲が検査に合格した物品を受領することにより完了するものとする。
- 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付す
る。
- 4 納入に係わる一切の費用は、乙の負担とする。

（納入検査）

- 第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、事前に希望検査日時等について甲に申し
出、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上、甲が定める方法にしたがっ
て検査を受けなければならない。

2 納入する物品は、全て甲の指示のとおりであって、前項の検査に合格したものでなければならぬ。

3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転)

第5条 物品の所有権は、甲が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第6条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(不合格品の引取り)

第7条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。

2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙の負担とする。

(遅滞賠償金)

第8条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の自由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する見込があると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

(契約の解除及び違約金)

第9条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙に以下の事由が生じた場合

ア 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停

止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

イ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ウ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

(2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

(3) 乙が第12条第1項に該当する場合

(4) 乙が第23条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

(5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償額の予定）として支払済額の100

分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第11条第4項、第13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（契約金額の支払）

第13条 甲は、第5条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した

日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払をすることができる。
- 3 甲は、第11条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につき本契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。
- 4 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た金額（円未満切り捨て）に納品日に適用される消費税及び地方消費税の額を加算して得た金額（円未満切り捨て）とする。
（支払遅延利息）

第14条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（契約保証金の還付）

第15条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上解除した場合、又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換に契約保証金を乙に還付しなければならない。

（契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止）

第16条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、

譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

- (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、支出に関する事務を予令第42条の2の規定に基づき、甲が支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(知的財産権の紛争解決)

第17条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

(保障事項)

第18条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して3か月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

(契約不適合責任)

第19条 甲は、納入物品について、納入後3か月以内に本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
- 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
- 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。
- 6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏ら

し、又は利用してはならない。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、福島地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第22条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第23条 この契約における暴力団排除については、別記「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第24条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町5番75号
支出負担行為担当官
福島県警察会計担当官 児嶋洋平

乙

仕 様 書

1 件名

ヘリウムガスの購入（単価契約）

2 品目等

(1) 品目

ヘリウムガス

(2) 規格

7 m³／本

(3) 予定数量

21本

3 納入期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 納入場所

福島県福島市荒井字下笹森50番地

福島県警察本部刑事部科学捜査研究所

5 その他

- (1) 納入数量は、必要の都度連絡するものとし、納入期限は、発注のあった日の翌日から起算して21日以内に納入すること。ただし、天災地変、不可抗力その他やむを得ない理由により納入期限までに納入できない場合は、事前に承認を得ること。
- (2) 納入ごとに、納入数量を記した納品書、請求書を提出すること。
- (3) 予定数量を超えて購入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、契約期間中は同一単価をもって処理する。
- (4) 納入は、官庁執務時間内に行うこと。
- (5) 不明な点については、甲の指示によること。

以 上

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。）以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行